3 月号-VOL.108

平成 30 年 2 月 20 日 (毎月1回 20 日発行)

<u>地域を応援する</u> マンスリー・レター

発行元: 北海道経済部 電 話: 011-204-5139

北海道経済産業局、北海道開発局、北海道運輸局、北海道労働局、北海道中小企業総合支援センター、中小企業大学校旭川校と北海道は、地域の皆さんが活用できる支援メニューや情報をタイムリーにお届けします。

INDEX	「〇」: 募集し ⁻	ている助成事業
【1】販路拡大・海外展開		(P1~4)
●「道産品輸出用シンボルマーク」活用のご案内		北海道
●海外での商談会やテスト輸出などの事業実施		北海道
●道産食品の輸出相談窓口に関するご案内		北海道
●「北海道食品機能性表示制度(愛称:ヘルシーDo)」の活用		北海道
【2】融資		(P5~9)
●水産物不漁関連の融資制度のご案内		 北海道
●コストアップに対応する融資制度のご案内		北海道
●短期資金のご案内(北海道の融資制度)		北海道
●北海道の融資制度における借換		北海道
●勤労者福祉資金のご案内		北海道
【3】雇用の確保		(P10~15)
○職場定着支援助成金のご案内		労働局
○平成 30 年度以降のキャリアアップ助成金のご案内【新規】		労働局
●戦略産業雇用創造プロジェクトに関する「地域雇用開発助成金(地域雇用開発コース)」特例支給(上乗せ)のご案内【新規】		北海道
●U·lターン就職希望者の採用について		北海道
●「ほっかいどう働き方改革支援センター」のご案内 <mark>【更新】</mark>		北海道
●「北海道ビジネスサポート・ハローワーク」のご案内 <mark>【更新】</mark>		北海道
【4】人材育成		(P16~21)
●3 月~4 月開講講座のご案内 <mark>【更新】</mark>	· · · · 中小企業	大学校旭川校
●「生産性向上支援訓練」のご案内 <mark>【新規】</mark>	· · · · 北淮	p道·労働局他
●高等技術専門学院及び障害者職業能力開発校の平成 30 年度訓練生募集		北海道
●能力開発セミナー(2月20日以降開講予定)のご案内【更新】		北海道
【5】各種相談		
●道産食品の輸出相談窓口に関するご案内 <mark>【再掲】</mark>		北海道
【6】イベント・セミナー		(P22~27)
●象牙等取扱事業者向け「改正種の保存法に関する説明会」の開催 <mark>【新規】</mark>		経済産業局
●「エネルギー関連施策説明会」の開催(函館・岩内・札幌・釧路) <mark>【新規】</mark>		経済産業局
●情報サービス業·宿泊業·道路貨物運輸業の「働き方改革プラン」普及セミナーの開催 【新規】		北海道
●「食料品製造業における従業員の処遇改善セミナー」の開催 <mark>【新規】</mark>		北海道
●「第3回北海道衛星データ利用研究会」の開催【新規】		北海道
●「北海道食品製造業 食品表示セミナー」の開催 【更新 】		北海道
【7】その他		(P28~33)
○農商工等連携事業計画の認定事業者向け補助金の公募開始(平成30年度予算) 【新規】		経済産業局
○地域産業資源活用事業計画等の認定事業者向け補助金の公募開始(平成30年度予算)【新規】		経済産業局
○軽減税率対策補助金の申請受付の開始		経済産業局
●「公共施設見学ツアー」を企画・催行する旅行会社や各種団体の募集【新規】		開発局
●北海道最低賃金(地域·特定)改定のお知らせ		労働局
●「北海道MICEフォーラムin札幌」の開催 <mark>【新規】</mark>	··· 北海道·北海	与道観光振興機構

「道産品輸出用シンボルマーク」の活用について

(北海道)

道では、海外における道産食品の識別力を高め、北海道ブランドを保護することを目的に「道産品輸出用シンボルマーク」を作成し、香港、台湾、中国、韓国、ベトナム、シンガポール、タイで商標登録しています。

すでに輸出に取り組んでいる、または、これから取り組もうとしている企業の皆様におかれましては、ぜひ積極的な活用をご検討ください。



- マーク全体は北海道の形を デフォルメしたもので、 白く柔らかな雪と クリーンな空気を表しています。
- マークの中のブルーは きれいな水と海産物、 グリーンは自然と農産物、 赤は恵み・花・人の温かさ を表しています。

◆用 途

- 1 次のいずれかに該当する道産食品を輸出する場合
 - ① 北海道内で生産された農林水産物
 - ② 北海道内で製造又は加工された加工食品であり、次のいずれかの要件を満たすもの。
 - ・主な原材料として、道産農林水産物を用いているもの
 - ・ 道内で培われた製法・技術などを用いているもの
- 2 道産食品のPRを目的としたイベント、物産展などの広報用に使用する場合

◆シンボルマークを使用いただく場合の留意事項

シンボルマークの使用に関する管理運営は「北海道国際ビジネスセンター」が行います。

ご利用を希望される場合は、所定の様式に必要事項を記載の上、同センターまでお申し込みください。

※シンボルマークの使用料は無料です。ただし、シンボルマークの商品への印刷など、表示に係る経費は、 使用者の負担となります。

《申請先》

札幌市中央区北1条西2丁目 北海道経済センタービル1階 北海道国際ビジネスセンター

TEL 011-251-2700/FAX 011-251-2629

http://www.dousanhin.com/hibc/

◆問い合わせ先

経済部経済企画局国際経済室国際経済グループ(TEL:011-204-5339)

海外での商談会やテスト輸出などを実施します

(北海道)

道では、道産食品の輸出に取り組む道内企業を支援するため、海外での商談会やテスト輸出などを実施(外部委託)します。商談会・テスト輸出については、詳細が決まり次第ホームページなどで参加事業者の募集を開始しますが、ご興味のある方は、下記の受託事業者までお問い合わせください。

(ホームページ:<u>http://www.h-food.or.jp/</u>)

◆実施事業・主な事業内容

【道産食品販路拡大推進事業】

- ○海外現地アドバイザー(シンガポール、タイ)の配置
- ○道内アドバイザー(東アジア担当、北米·EU担当)の配置
- ○現地商談会の開催(タイ、シンガポール、香港、台湾)
- 〇現地フェアの開催(台湾)
 - ※全ての商談会及びフェアについては終了しました。

【新規市場食需要開拓推進事業(機能性食品・スイーツ)】

- ○現地商談会、テスト輸出の実施(マレーシア、UAE、タイ、シンガポール、香港、台湾) ※全ての商談会については終了しました。
- ○道内普及啓発セミナーの開催

「イスラム圏ビジネスセミナー」(仮称)

イスラム圏市場の最新情報と海外ビジネス展開のポイントを解説するセミナーを開催します。

- ・日時:平成30年3月 (日時は未定)
- ·場所:函館市、帯広市、札幌市の3地域 (会場は未定)
- ※詳細・申し込みは北海道食産業総合振興機構(フード特区機構)のウエブサイトにてご確認願います。
 - → http://www.h-food.or.jp/

◆問い合わせ先

受託者:(一社)北海道食産業振興機構 TeL011-200-7000

(委託者:北海道経済部食関連産業室輸出戦略グループ TeL011-204-5138(直通))

道産食品の輸出相談窓口に関するご案内

(北海道)

農林水産省と日本貿易振興機構(ジェトロ)では、皆様にお気軽に相談いただける「農林水産物・食品輸出相談窓口」を国内各地に設置しています。

諸外国の規制・制度、国の支援事業、輸出先国のマーケット情報、輸出手続き等輸出に関するお問い合わせに、ぜひご活用ください。

農林水産物・食品の輸出相談窓口

農林水産省と日本貿易振興機構(ジェトロ)は、皆様にお気軽に相談いただける「農林水産物・食品輸出相談窓口」を国内各地に設置しています。是非、ご活用ください。

農林水産 輸出相談 検索

北海道農政事務所: TEL 011-330-8810

- 輸出先国の各種規制・制度(放射性物質、検疫等)
- ・輸出に関する各種支援事業

等

ジェトロ北海道: TEL 011-261-7434

- ・輸出先国の基礎情報、マーケット情報
- ・輸出手続きについて ・見本市・商談会に関する情報

等

◆農林水産省、ジェトロ本部でも相談をお受けしております。この他、地方農政局、国内のジェトロ 事務所に設置している窓口は次のURLよりご参照ください(右記QRコードからもアクセスできます)。 農林水産省:TEL 03-6744-7155 ジェトロ:TEL 03-3582-5646 □級系線図回

http://www.maff.go.jp/j/shokusan/export/e soudan/attach/pdf/index-1.pdf



◆ 酒類の輸出についても、国税局・税務署および上記窓口において相談を受け付けておりますので、 是非、お問い合わせください。

◆問い合わせ先

北海道経済部食関連産業室輸出戦略グループ TeLO11-204-5138 (直通)

「北海道食品機能性表示制度(愛称:ヘルシーDo)」の活用について

(北海道)

道では、道産加工食品に含まれる機能性成分について、健康でいられる体づくりに関する科学的な研究が行われた事実を認定する「北海道食品機能性表示制度(愛称:ヘルシーDo)」を平成25年4月1日からスタートさせました。

ヘルシーDoは、消費者の健康志向の高まりを捉えた、道産食品の付加価値向上と販路拡大につながる制度です。企業の皆様には、ぜひ積極的な活用をご検討ください。

≪制度の概要≫

◆認定要件 · 北海道で製造された加工食品であること

・加工食品に含まれる機能性素材が北海道で製造されていること

◆認定基準・加工食品に含まれる成分について、健康の維持、増進効果の検証のために行われた「ヒトを被験者と した食の臨床試験」の結果に基づき論文(同分野の複数の専門家による査読付きの学術論文)が作 成されていることなど

◆認定審査 · 論文等について、道が、懇談会を開催し、学識経験者の意見を聞いて審査

◆申請時期 ·毎年2回(5月、11月) 平成30年度については、道のホームページで案内しますのでご覧ください。

◆表 示 ·認定品は商品パッケージに以下を表示

<認定文言>

この商品に含まれる<成分名>については、『健康でいられる体づくりに関する科学的研究』が行われたことを北海道が認定したものです。(この表示は、北海道フード・コンプレックス国際戦略総合特区における国との協議に基づき、北海道内で製造された製品に限り認められたものです。)

【認定マーク】



【ロゴマーク】



※ロゴマークの表示は任意

≪累計認定数≫

◆44 社 81 品目(平成 29 年 9 月現在) ※ 第9回認定で3社3品目が追加!うち2品目は新規機能性素材

≪その他≫

- ◆道では、ヘルシーDo認定品を広く紹介するため、さまざまな取組を行っています。

フェイスブックQRコート で読取!⇒

- ・ヘルシーDoのフェイスブックページで情報発信しています!
- ・2月の取組
- ①ヘルシーDoフェア in 新千歳空港を新千歳空港国内線2階センタープラザで開催しました。 (平成 29 年度のヘルシーDoフェアはこれまで、東急ハンズ札幌店、ル・トロワ、大丸札幌店、北海道どさんこプラザ有楽町店などで開催。)
- ②「スーパーマーケット・トレードショー2018」(幕張メッセで開催される国内最大級の食の展示会)に「ヘルシーDo ゾーン」を展開し、認定企業とともにヘルシーDoをアピールしました。

◆問い合わせ先

北海道経済部食関連産業室研究集積グループ(TEL:011-204-5226)

水産物不漁関連の融資制度のご案内

(北海道)

道の融資制度(中小企業総合振興資金)では、水産物の不漁により経営に影響を受けている中小企業者の皆様の経営安定を図るための融資制度をご用意しています。

◆制度概要

門皮佩安				
資金名	経営環境変化対応貸	で付【認定企業】 (イ)		
	(1)水産加工業者であって、最近3か月間の売上高又は販売数量(以下「売上高等」という。)が前年			
	同期比で5%以上減少している中小企業者等			
融資対象	(2)漁業者又は水産加工業者と直接的又は間接	的な取引関係を有する事業者であって、当該漁業		
加莫八次	者又は水産加工業者との取引規模の割合が	20%以上であるとともに、制度取扱開始後、原則と		
	して最近1か月間の売上高等が前年同期比で	10%以上減少しており、かつ、その後2か月間を含		
	む3か月間の売上高等が前年同期比で 10%に	以上減少することが見込まれる中小企業者等		
資金使途	事業資金(運転資金·設備資金)			
融資金額	1 億円以内			
融資期間	10 年以内(うち据置 2 年以内)			
	【固定金利】	【変動金利】		
融資利率	5 年以内 年 1.1%	年 1.1%		
	10 年以内 年 1.3%	(融資期間が3年を超える場合に選択可能)		
担保及び	取扱金融機関の定めるところによります。			
償還方法				
	すべて信用保証協会の保証付きとなります。			
	【保証料率】			
信用保証	一般保証適用の場合			
	経営状況に応じ年 0.45%~1.90%(9段階)			
	特別小口保険適用の場合 年 0.72%			
取扱期間	平成 30 年 12 月 31 日まで			
取扱金融	北海道銀行、北洋銀行、道外本店銀行道内支店、商工組合中央金庫、農林中央金庫、信用金庫、			
機関	信用組合			

◆問い合わせ先:北海道 経済部 地域経済局 中小企業課 金融グループ(TEL 011-204-5346) 各総合振興局・振興局 産業振興部 商工労働観光課 後志総合振興局 産業振興部 小樽商工労働事務所

コストアップに対応する融資制度のご案内

(北海道)

道では、中小企業向け融資制度(中小企業総合振興資金)において、原材料価格の高騰や人件費 の増加など、様々なコストアップ要因に対応した資金メニューを用意し、中小企業の方々を支援していま す。

◎こんな方向けの資金です◎

- ・最近売上が落ちていて、資金繰りが厳しい・・・
- ・水産物の不漁等に起因する原材料の価格高騰などで収益を圧迫している・・・

資金名	経営環境変	ご化対応貸付 アンファイン アンウィイン アンファイン アンファ アンファ アンファ アンファ アンファ アンファ アンファ アンフ
貝並石	融資対象(1)	融資対象(2)【原料等高騰】
融資対象	(ア)最近3か月の売上高(生産高)が前年同期に 比べ5%以上減少している中小企業者等 (イ)最近3か月の売上高(生産高)が前年同期に 比べ減少しており、かつ、前年度の売上高 (生産高)が前々年度の売上高(生産高)に 比べ減少している中小企業者等 (ウ)前年度における純利益額又は売上高経常利 益率が前々年度に比べ減少している中小企 業者等 (エ)最近3か月の売上高経常利益率が前年同期 に比べ減少している中小企業者等	(ア)最近3か月の売上高に対する「売上原価」又は 「販売費及び一般管理費」の割合(以下、「売 上原価率等」という。)が前年同期に比べ増加 している中小企業者等 (イ)原則として最近1か月の売上原価率等が前年 同月に比べ増加し、かつ、その後2か月を含む 3か月の売上原価率等が前年同期に比べ増 加する見込みの中小企業者等 (ウ)原料等価格の高騰の影響を受けている中小企 業者等であって、省エネルギーに資する施設 や新エネルギーを使用する施設又は環境への 負荷を低減させる施設等を導入するもの
資金使途	事業資金(運転資金·設備資金)	(ア)(イ)運転資金 (ウ)設備資金
融資金額	5,000 万円以内	1億円以内
融資期間	10年以内(うち据置2年以内)	10年以内(うち据置2年以内)
融資利率	《固定金利》 3年以内 年1.2%、5年以内 1.4%、 7年以内 年1.6%、10年以内 1.8% 《変動金利》 年1.2%(融資期間が3年超の場合に限る)	《固定金利》 5年以内 年1.1% 10年以内 年1.3% 《変動金利》 年1.1%(融資期間が3年超の場合に限る)
信用保証	必要により信用保証協会の保証に付することがありる 保証付き融資の場合、利子とは別に、信用保証協会	ます。

※上記資金に関する条件、手続きなど詳細については、下記ウェブページをご覧ください。

URL:http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/csk/kny/yuushi/shikin costup.htm

◆問い合わせ先:北海道 経済部 地域経済局 中小企業課 金融グループ(TEL 011-204-5346) 各総合振興局·振興局 產業振興部 商工労働観光課

後志総合振興局 産業振興部 小樽商工労働事務所

北海道の融資制度(小規模企業貸付)で 短期資金(融資期間1年以内)が使えます(北海道)

道の融資制度(中小企業総合振興資金「小規模企業貸付」)では、決済資金等が必要な小規模事業者のために、融資期間が1年以内の短期資金の取扱いが可能となっています。ぜひご利用ください。

◎北海道信用保証協会に支払う信用保証料の割引が受けられます!

◎金融機関へ直接申し込むことができます!

◆制度概要

11000000000000000000000000000000000000			
資金名	小規模企業貸付	小口	
融資対象	従業員 20 人(商業・サービス業は 5 人、宿泊業 及び娯楽業は 20 人)以下の小規模企業者	信用保証協会の「小口零細企業保証制度」の対象となる小規模企業者 (小規模企業者で、既存の信用保証協会の保証付き融資残高(根保証においては融資極度額)が1,250万円未満であるもの)	
資金使途	事業資金(運転資金·設備資金)		
融資金額	5,000 万円以内	1,250 万円以内	
融資期間	1年以内(割賦又は一括償還の選択可) ※1年超の長期資金も可能です。その場合は融資素	利率が変わります。詳しくはお問い合わせください。	
融資利率	固定金利:年1.4%		
担保及び 保証人	担保:無担保(小口は原則として無担保) 保証人:個人 原則として無保証人 法人 原則として代表者		
償還方法	取扱金融機関の定めるところによります。		
信用保証	すべて信用保証協会の保証付きとなります。 ※本資金を利用する場合の信用保証料については す。	、北海道信用保証協会の割引措置が適用となりま	
取扱金融 機関	北海道銀行、北洋銀行、道外本店銀行道内支店、信用組合	商工組合中央金庫、農林中央金庫、信用金庫、	

◆問い合わせ先:北海道 経済部 地域経済局 中小企業課 金融グループ(TEL 011-204-5346) 各総合振興局・振興局 産業振興部 商工労働観光課 後志総合振興局 産業振興部 小樽商工労働事務所

北海道の融資制度で借換ができます

(北海道)

道の融資制度(中小企業総合振興資金)では、道制度融資の既往借入金について借換を行うことができます。 月々の返済負担を軽減し、厳しい資金繰りの円滑化を図るために、ぜひご利用ください。

◎保証の有無にかかわらず、道制度融資の既往借入金を借換えできます!

◎借換えと同時に新規分を含めた増額融資や複数の道制度融資を一本化できます!

·保証付き道制度融資から保証付き道制度融資の借換え ⇒【○】

·保証なし道制度融資から保証なし道制度融資の借換え ⇒【○】

・保証なし道制度融資から保証付き道制度融資の借換え ⇒【×】

※道制度融資以外の借入金は借換の対象となりません。

◆借換えに活用できる貸付制度

	貸付名	融資対象者の概要	融資金額	融資(据置)期間	融資利率(%)
経営力強化貸付		∅ 労力美引声の佐 <u>中</u> ≠ (ごこ)		10 年(1 年)	固定:1.1~1.3
在日	5.7.独化良的	経営改善計画の策定を行う方 	1度四八古	以内	変動:1.1
	生士授登什	北海道中小企業再生支援協議会などの	1億円以内	10 年(2 年)	金融機関所定の
 	生支援貸付	支援により経営再建を図る方		以内	利率
経	営環境変化	売上の減少等、業況の悪化を来している	5 000 E MNA		固定:1.2~1.8
対原	芯貸付	方	5,000 万円以内 		変動:1.2
	原料等高騰	原料等価格の高騰により、経営に支障を			
		来している方	· 1億円以内	10 年(2 年)	
	初中人类	取引先企業の倒産、構造不況の影響な	11息门以内 	以内	固定:1.1~1.3
	認定企業	どにより経営に支障を来している方			変動:1.1
	災害復旧	災害により経営に支障を来している方	運:5,000 万円以内		
	火音復旧	炎者により経呂に文庫を未している力	設:8,000 万円以内		
 一般貸付 中小企業者等の		 中小企業者等の方	8,000 万円以内	10 年(1 年)	固定:1.6~2.2
	区具门	ヤ小正未有寺の刀 	0,000 万口以图	以内	変動:1.6
/l\±	見模企業貸付	従業員20人(商業・サービスは5人)以下	5,000 万円以内	運: 7年	固定:1.4~2.0
1,172	说佚止未貝门 	の小規模企業者の方	5,000 万市以内	設:10年	□ 走 · 1.4~2.0 変動 : 1.4
	小口	小口零細企業保証の対象となる方	1,250 万円以内	(1年)以内	友 刬・1.サ

[※]各貸付制度の詳しい融資条件等については、お問い合わせください。

◆問い合わせ先:北海道 経済部 地域経済局 中小企業課 金融グループ(TEL 011-204-5346) 各総合振興局・振興局 産業振興部 商工労働観光課 後志総合振興局 産業振興部 小樽商工労働事務所

勤労者福祉資金のご案内

(北海道)

道では、中小企業にお勤めの方、非正規労働者の方、季節労働者の方、事業主の都合により離職された方を対象に、医療、教育、冠婚葬祭などの生活資金を取扱金融機関の窓口を通じて融資しています。

◎こんな方向けの制度です◎

- ・中小企業で働いているが、急に医療費が必要となった
- ・パート社員として働いているが、子どもの教育費が必要

◆制度の概要

♥制度の概要					
区 分	中小企業で働く方	非正規労働者の方	季節労働者の方	離職者の方	
融資対象	中小企業に勤務	非正規労働者の方	2年間で通算 12 か月以	企業倒産など事業主の都	
	する方	(民間事業所等にお	上勤務している季節労働	合により離職した方で、次	
		勤めの有期契約社	者の方(雇用保険特例受	のいずれかの要件を備えた	
		員、派遣社員、パー	給資格者)で、次のいず	方	
		ト社員、嘱託の方な	れの要件も備えた方	① 雇用保険受給資格者	
		ど)	① 前年の総所得が600	② 賃確法の立替払の証	
	ただし、以下の条件に		万円以下(所得控除	明書若しくは確認書の	
		ド600万円以下(所得	後の金額)の方	交付を受けた方で、求	
	控除後の金額)		② 前年の総収入が150	職者登録している方	
		* 150 万円以上の方	万円以上の方		
		信用基金協会の保証			
	を利用する場合	•			
		中の方もご利用いただ			
	けます。				
資金使途			練に要する経費を含みま	医療、災害、教育(本人及	
	す)、冠婚葬祭、住写	車祭、住宅補修、耐久消費財購入、一般生活費 び子弟の教育訓練 スタスカートン			
				る経費を含みます)、冠婚	
-1.56 A 4-7	100			葬祭、一般生活費	
融資金額	120万円以内			100万円以内	
融資期間	8年以内		8年以内	5年以内	
		こついては、休業期間		(6か月以内元金据置可、	
		置可、据置期間分延		据置期間分延長可)	
-:>	長可)				
融資利率	年1.60%		年0.60%		
償還方法	元利均等月賦償還				
信用保証	取扱金融機関の 北海道勤労者信用基金協会の保証が必要です。				
	定めによります。				
申込先		融機関(北海道銀行、北洋銀行、北海道労働金庫、各信用金庫、各信用組合の本店・支			
	店)が申し込み窓口となっています。				
	※申し込みにあたっては、取扱金融機関の条件や審査がありますので、必要な書類など詳しいこと				
	は、申し込みを希望される金融機関へお問い合わせください。				

※詳しい要件については、下記ウェブページをご覧ください。

URL:http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/csk/kny/kinrosha/kinroshafukushi.htm

◆問い合わせ先: 北海道 経済部 地域経済局 中小企業課 金融グループ(TEL 011-204-5346) 各総合振興局・振興局 産業振興部 商工労働観光課

後志総合振興局 産業振興部 小樽商工労働事務所

職場 定着支援助成金(雇用管理制度助成コース 介護福祉機器助成コース 保育労働者雇用管理制度助成コース 介護労働者雇用管理制度助成コース)のご案内

(北海道労働局)

助成金の概要

職場定着支援助成金は、雇用管理制度の導入などを通じて従業員の離職率の低下に取り組む事業主に対して助成するもので、雇用管理改善を推進し、人材の定着・確保と、魅力ある職場の創出を目的としています。

また、介護事業主が介護福祉機器を導入した場合や、保育分野および介護分野における人材不足を解消するため、保育事業主や介護事業主が保育労働者または介護労働者の職場への定着の促進に資する賃金制度の整備などを通じて、労働者の離職率の低下に取り組んだ場合も助成対象となります。

事業主が、新たに雇用管理制度(評価・処遇制度、研修制度、健康づくり制度、メンター制度、短時間正社員制度(保育事業主のみ)の導入・実施を行った場合に制度導入助成(1制度につき10万円)を、雇用管理制度の適切な運用を経て従業員の離職率の低下が図られた場合に目標達成助成(57万円(生産性要件を満たした場合は72万円))を支給します。

雇用管理制度助成 コース

制度導入助	成	目標達成助成
評価·処遇制度	10万円	
研修制度	10万円	5.7.T.M.
健康づくり制度	10万円	57万円 (生産性要件を満たした場合は72万円)
メンター制度	10万円	
短時間正社員制度 (保育事業主のみ)	10万円	

介護福祉機器助成 コース

介護事業主が、介護労働者の身体的負担を軽減するために、新たに介護福祉機器を導入し、適切な運用を行うことにより、労働環境の改善がみられた場合に、機器導入助成(介護福祉機器の導入費用の25%(上限150万円))を、介護福祉機器の適正な運用を経て従業員の離職の低下が図られた場合に目標達成助成(介護福祉機器の導入費用の20%(生産性要件を満たした場合は35%(上限150万円))を支給します。

保育労働者雇用管 理制度助成コース

介護労働者雇用管 理制度助成コース 保育事業主または介護事業主が、保育労働者または介護労働者の職場への定着の促進に資する 賃金制度の整備(職務、職責、職能、資格、勤続年数等に応じて階層的に定めるものの整備)を行った場合に制度整備助成(50万円)を支給します。賃金制度の適切な運用を経て保育労働者または介護労働者の離職率に関する目標を達成した場合、計画期間終了1年経過後に目標達成助成(第1回)(57万円(生産性要件を満たした場合は72万円))を、計画期間終了3年経過後に目標達成助成(第2回)(85.5万円(生産性要件を満たした場合は108万円))を支給します。

制度整備助成	目標達成助成(第1回)	目標達成助成(第2回)
50万円	57万円 (生産性要件を満たした場合 72万円)	85.5万円 (生産性要件を満たした場合 108万円)

- ◆問い合わせ先: 厚生労働省北海道労働局職業安定部職業対策課 雇用助成金さっぽろセンター6階 TEL 011-788-9132
- ◆厚生労働省ホームページ

http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/kyufukin/teityaku_kobetsu.html

平成30年度以降のキャリアアップ助成金について ~拡充などの主な変更(予定)のご案内~【新規】

(北海道労働局)

「キャリアアップ助成金」は、非正規雇用労働者の方の企業内でのキャリアアップを促進するため、正社員化などの取組を実施した事業主に対して助成金を支給する制度です。

※ 平成30年度予算の成立及び雇用保険法施行規則の改正が前提のため、今後、変更される可能性があることにご注意ください。

正社員化コース

有期契約労働者等を正規雇用労働者等に転換、または直接 雇用した場合に助成

【拡充】1年度1事業所あたりの支給申請上限人数 15人→20人

【支給要件の追加】

- ①正規雇用等へ転換した際、転換前の6ヶ月と転換後の6ヶ月の賃金(※)を比較して、5%以上増額していること
 - ※ 賞与(就業規則又は労働協約に支給時期及び支給対象者が明記されている場合に限る。)や諸手当(通勤手当、時間外労働手当(固定残業代を含む)、休日出勤に対する休日手当及び本人の営業成績等に応じて支払われる歩合給などは除く)を含む賃金の総額。
 - ※ 所定労働時間が異なる場合は1時間あたりの賃金。
- ②**有期契約労働者からの転換の場合、**対象労働者が支給対象事業主に雇用されていた期間が<u>3年以下に限る</u>こと

人材育成コース

有期契約労働者等に、一般職業訓練(※1)または有期実習型 訓練(※2)を実施した場合に助成

(※1)OFF-JT (※2)ジョブ・カードを活用した OFF-JT+OJT

【整理統合】 人材育成コース→**人材開発支援助成金に統合**

- ※ ただし、<u>平成30年3月31日までに訓練計画届の提出がなされている場合に限り</u>、引き続き、現在の人材育成コースとして支給申請することは可能です。
- ◆事前にキャリアアップ計画の提出が必要です。
- ◆問い合わせ先: 厚生労働省北海道労働局職業安定部職業対策課雇用開発係 (雇用助成金さっぽろセンター6階) TEL:011-788-9071
- ◆厚生労働省 HP「キャリアアップ助成金」

http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/part_haken/jigyounushi/career.html

戦略産業雇用創造プロジェクトに関する

「地域雇用開発助成金(地域雇用開発コース)」の特例支給(上乗せ)のご案内【新規】

(北海道)

官民が連携し、地域の産業振興と一体となって雇用創出する「地域産業雇用創造プロジェクト」に北海道の事業構想が採択され、国の補助を受け、良質で安定的な雇用の創出を推進しています。

道では、『食』と自動車・食関連機械を主体とした『ものづくり』、『健康長寿』分野のプロジェクト事業を実施する北海道産業雇用創造協議会を民間と協働で運営し、協議会の賛助会員として参画する事業主(指定された下記業種に限る。)が新たに設備投資を行い、所定期間内に3人以上を雇い入れ、支給要件を満たせば、北海道労働局の「地域雇用開発助成金(地域雇用開発コース)」に一人当たり50万円が上乗せ支給(第一回目の支給に限り)されます。

◆概 要

- ◇受付期限 平成31年3月29日(金)まで
- ◇対象地域 道内全域(同意雇用開発促進地域・過疎等雇用改善地域または特定有人国境離島等地域以外の地域を含む)
- ◇指定業種 『食』・自動車・食関連機械を主とした『ものづくり』・『健康長寿』分野に関連する次のもの

農業(※)、林業(※)、漁業(※)、水産養殖業(※)、食料品製造業、飲料・たばこ・飼料製造業、繊維工業、パルプ・紙・紙加工品製造業、印刷・同関連業、化学工業、プラスチック製品製造業、ゴム製品製造業、窯業・土石製品製造業、鉄鋼業、非鉄金属製造業、金属製品製造業、はん用機械器具製造業、生産用機械器具製造業、業務用機械器具製造業、電子部品・デバイス・電子回路製造業、電気機械器具製造業、輸送用機械器具製造業、その他の製造業、情報サービス業、飲食料品卸売業、学術・開発研究機関、保健衛生

<(※)地域資源を活用した農林魚業者等による新事業の創出等及び地域の農林水産物の利用促進に関する法律に基づく事業計画の認定を受けた食に関する6次産業化に取り組む事業者に限ります。>

◆申込・問い合わせ先

(詳細はお問い合わせください。)

北海道産業雇用創造協議会

産業雇用創造プロジェクトチーム事務局(担当:内藤・竹中・小林)

〒060-8588

札幌市中央区北3条西6丁目 北海道庁 雇用労政課内(本庁舎9階)

TEL:011-231-4111(内線 26-766) FAX:011-232-1038

◆戦略産業雇用創造プロジェクトホームページ

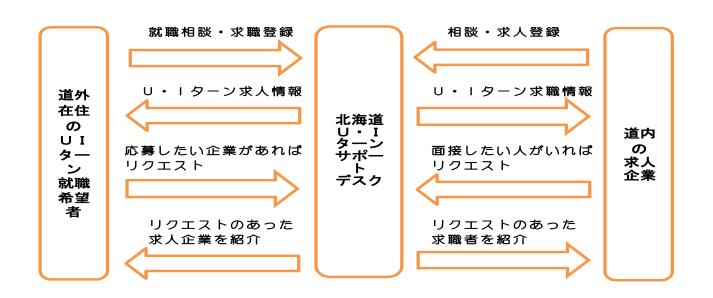
http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/rkr/senryaku.htm

U・Iターン就職希望者の採用はいかがですか

(北海道)

道では、U·lターン就職希望者の採用を予定している道内企業の皆様を支援しています。

- 求人登録をすると、U・Iターン求職登録者の情報が閲覧できます。(氏名・住所などの個人情報は開示していません。)
- U·lターン求職登録者は、求人登録されている企業情報が閲覧できます。
- 登録はインターネットから直接入力できます。
- 面接を希望する求職登録者がいましたら、リクエストを行ってください。



◆詳しい情報や登録はこちらから

http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/rkr/ui-turn/index.htm

◆問い合わせ先

北海道U・Iターンサポートデスク(北海道経済部労働政策局雇用労政課人材誘致グループ)
TEL:011-251-3896

「ほっかいどう働き方改革支援センター」のご案内【更新】

(北海道)

道では、従業員の就業環境整備や労働生産性向上などに取り組む企業の方々を支援するため、社会保険労務士や中小企業診断士などの専門家が無料で相談に対応する「ほっかいどう働き方改革支援センター」を平成28年12月20日に開設しました。是非、お気軽にご相談ください。

◆ 「ほっかいどう働き方改革支援センター」ではどんなことをやっているの?

「働き方改革」に取り組む企業のお悩み解決!専門家のアドバイスが無料で受けられます

■ 社会保険労務士·中小企業診断士が相談に対応します。

「ほっかいどう働き方改革支援センター」(札幌)には、社会保険労務士・中小企業診断士が常駐し、従業員の就業環境の整備などの労働面のアドバイス、生産性の向上や業務の効率化、利益率の向上などの経営面に関するアドバイスがワンストップで受けられる相談窓口(無料)を常時設置しています。

- 札幌以外でも相談できる「出張相談会」を道内6か所で開催!
 - センターから離れている地域の企業の方々には、函館市、旭川市、帯広市、釧路市、北見市、室蘭市において開催する出張相談会もご利用いただけます。(詳細は、センターホームページをご覧ください。)
- 「<u>働き方改革アドバイザー」が会社を訪問し、適切な助言・指導を行います。</u> 就業規則の見直しや職場環境の改善など現場でのアドバイスが必要な場合には、専門家が直接会社を訪問 し、実態に即したアドバイスを行います。(1法人につき2回まで)

イベント情報(2~3月)

■ 「ミニセミナー」・「出張相談会」・「座談会」

日程	セミナーのテーマ	場所
H30 年 2月22日(木) 【出張相談会】 13:00~16:00	_	道北経済センタービル (旭川市常盤通1丁目)
H30 年 3 月 6 日(火) 【セミナー・座談会】 13:30~15:00	働き方改革について ~中小企業で実践できる具体事例~	中嶋神社 蓬峡殿 銀河の間 (室蘭市宮の森町 1-1)
H30 年 3 月 7 日(水) 【セミナー・座談会】 13:30~15:00	働き方改革について ~中小企業で実践できる具体事例~	グランドホテルニュー王子 桔梗の間 (苫小牧市表町 4-3-1)
H30 年 3月14日(水) 【セミナー】 13:30~14:30	長時間労働に関する規制と労働生 産性向上に向けた取り組み	道南地区生コンクリート協同組合連合会会議室 (北斗市清水川 142-29)
H30 年 3月16日(金) 【出張相談会】 13:00~16:00	_	北見経済センター (北見市北3条東1丁目2)

(詳細は、センターまでお問い合わせください。なお、参加を希望される方は、センターまで事前にご連絡ください。)

◆ 「ほっかいどう働き方改革支援センター」ではどんな相談を受けられるの?

- ◇ 長時間労働を減らすにはどうしたらいいのか知りたい
- ◆ 非正規社員を正社員にするメリットについて知りたい
- ◇ 就業規則に問題がないかチェックしてほしい
- ◆ 仕事と家庭の両立支援関係の助成金を紹介してほしい
- ♦ 有給休暇の取得率を上げるにはどうすればいのか知りたい。
- ◇ 様々な「働き方」の最近の情報を知りたい

◆ ご利用方法

相談を希望される方は、下記の専用電話へ事前にご連絡ください。また、メールやFAXによる相談も承っています。

◆ ほっかいどう働き方改革支援センター

札幌市中央区北1条西7丁目プレスト1·7 3F 北海道中小企業団体中央会内

TEL:0120-495-595(専用電話) Email:hatarakikatasien@doginsoken.jp FAX:011-206-1498

URL:http://www.lilac.co.jp/hataraki 午前9時~午後5時(土日祝日を除く)

人材確保と経営力強化に取り組む企業を応援します 【北海道ビジネスサポート・ハローワーク】のご案内について【更新】

(北海道)

北海道ビジネスサポート・ハローワークは、人材の確保・育成や、生産性の向上、経営力の強化などの課題に対応しようとする中小企業の皆様、および新規に創業をお考えの皆様へのサービスを、ワンストップで提供する北海道と北海道労働局が共同で運営する施設です。

ぜひお気軽にご相談ください。

◆サービス内容

- ・企業の在職者訓練に係る案内・相談、求人コンサルティング
- ・助成金に関する案内相談、助成金セミナーの開催
- ・経営相談(同一フロアの北海道中小企業総合支援センターが対応)

◆センター概要

営業時間:9:30~17:00(土日祝日休) 場所:札幌市中央区北1条西2丁目2

北海道経済センタービル 9F

(北海道中小企業総合支援センターと同一フロアです)

TEL:011-200-1622 FAX:011-281-2351

利用料:無料

◆2·3月の事務所向けセミナー

・各種助成金のご案内

①「キャリアアップ助成金」	3/6(火)	14:00~16:00
②「人材開発支援助成金」(旧キャリア形成促進助成金)	3/13(火)	14:00~15:30
③「特定求職者雇用開発助成金」	3/20(火)	14:00~16:00
④「地域雇用開発助成金」	2/26(月)、3/26(月)	14:00~15:30

*上記①、③は 90 分のセミナーの後、高齢・障害・求職者支援機構の職員から「65 歳超雇用推進助成金」の説明があります。(30分)

・雇用保険関係セミナー

①「雇用保険事務手続きセミナー」 3/8(木) 14:00~16:00 ②「電子申請活用セミナー」 3/15(木) 14:00~15:30 ③「雇用継続給付セミナー」 2/22(木)、3/27(火) 14:00~16:00

*上記①、③は90分のセミナーの後、雇用管理改善セミナーがあります。

★セミナー詳細、申込については以下の HP をご覧ください。 http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/rkr/BSHW.htm





中小企業大学校旭川校3月~4月開講講座のご案内 ~中小企業の人材育成をサポート~【更新】

(中小企業大学校 旭川校)

中小企業大学校旭川校は、経済産業省所管の独立行政法人である中小機構が運営する研修機関です。

今回は、平成30年3月~平成30年4月に開講する研修講座の情報をご案内します。

カリキュラム詳細をご覧頂き、ぜひ、受講をご検討ください。

お申し込みは、ホームページまたはファックスでお受けしています。

<校外セミナー:札幌開催>

No.33 海外取引の契約実務講座 ~失敗事例に学ぶ海外貿易と契約実務~

本研修では、海外取引責任者として必要な海外貿易と契約実務について、豊富な事例(失敗事例など)と演習によりわかりやすく学びます。

◆この研修のポイント

- 1. 海外取引に必要な貿易と契約に関する知識について実践的に学びます。
- 2. 海外取引で生じる各種契約行為について、英文契約書作成のポイントを学びます。
- 3. 実例に基づく演習、受講者間での意見交換を通じて実践につなげます。
- ◆研修期間 3月1日(木)~3月2日(金) 2日間
- ◆研修会場 中小機構北海道 大会議室(札幌市中央区北2条西1丁目 1-17 ORE 札幌ビル 6 階)
- ◆研修時間 12時間
- ◆対象者 海外取引・海外販路展開をお考えの経営幹部、管理者、実務に携わる方(実務に携わる予定の方を含む)
- ◆受講料 22,000円(税込)
- ◆講師 国際法務株式会社·中矢一虎法務事務所 代表 中矢 一虎氏
- ◆詳細はこちら

http://www.smrj.go.jp/institute/asahikawa/training/sme/2017/frr94k0000004enx.html

No.34 社員のやる気と能力を引き出すリーダーシップ ~厳しい環境下でも、リーダーシップが会社を伸ばす~

本研修では、経営者・幹部に必要なリーダーシップについて理解するとともに、自社の企業理念を再確認し、これからの時代に勝ち残るための戦略・事業構想の策定と推進に必要となる、組織の活力を引き出すためのリーダーシップの向上を図ります。

◆この研修のポイント

- 1. 厳しい環境下にあっても、組織力を高めて逆境を跳ね返した中小企業のトップに講演して頂き、そのリーダーシップを学びます。
- 2. 論理的に整理されたリーダーシップを学びます。
- 3. 自分自身を見つめ直し、自己変革に取り組む機会となります。
- ◆研修期間 3月13日(火)~3月15日(木) 3日間
- ◆研修時間 21時間
- ◆対象者 経営者、経営幹部(候補者)
- ◆受講料 31,000円(税込)
- ◆講師 インテレッジ 代表・中小企業診断士 髙橋 正也氏 三竹生コンクリート株式会社 代表取締役 村山 雄司氏
- ◆詳細はこちら

http://www.smrj.go.jp/institute/asahikawa/training/sme/2017/frr94k0000004f34.html

No.1 基本から学ぶ決算書の読み方講座 〜経験がない人でも身につく! 身近な業務に直結する財務〜

本研修では、決算書の仕組みや用語の意味、数字の流れなどを理解した上で、決算書から経営体質や今後の課題などを読み取るポイントについて、モデル決算書を交えて具体的に学びます。

◆この研修のポイント

- 1. 経理・財務に関する知識がない方にも、分かりやすく説明します。
- 2. 決算書の数字の意味など、財務の基礎知識を学びたい方におすすめの研修講座です。
- 3. 決算書を通じた経営状況の把握が出来るようになります。
- ◆研修期間 4月17日(火)~4月19日(木) 3日間
- ◆研修時間 21時間
- ◆対象者 管理者、新任管理者(候補者)
- ◆受講料 31,000円(税込)
- ◆講師 公認会計士、中小企業診断士 土屋 晴行氏
- ◆詳細はこちら

http://www.smrj.go.jp/institute/asahikawa/training/sme/2018/frr94k000000fc2q.html

No.2 次世代トップリーダーが学ぶ経営力強化講座 ~後継者としての経営マインドの高め方~

本研修では、後継者や経営幹部候補が環境変化に適応するための経営のあり方や求められる役割・心構えについて演習を交えて学ぶことで、自社の将来のビジョンを明確にし、今後の自身の成長へのシナリオや行動目標を検討します。

◆この研修のポイント

- 1. 後継者のみならず経営幹部や経営幹部候補の経営に対する参画意識が醸成できます。
- 2. 自社の経営全体を俯瞰する目を養い、経営課題への向き合い方が変わります。
- 3. 自社の将来ビジョンや自身の将来への行動目標を策定できます。
- ◆研修期間 4月23日(月)~4月25日(水) 3日間
- ◆研修時間 21時間
- ◆対象者 経営幹部、管理者(候補者)
- ◆受講料 31,000円(税込)
- ◆講師 株式会社アイムサプライ 代表取締役 伊豆田 功氏
- ◆詳細はこちら

http://www.smrj.go.jp/institute/asahikawa/training/sme/2018/frr94k000000fc5k.html

No.3 5Sからはじめる現場改善の基本 ~ 現場に浸透して継続できる、5Sへの取り組み法~

本研修では、「5S」に加えて、「目で見る管理」、「3ム改善」による現場改善の基本を理解し、現場に浸透して継続できる取り組み手法を学ぶことを目的とします。

◆この研修のポイント

- 1. これから5Sに取り組みたい方、これまで5Sが上手く行っていなかった方に最適な研修です。
- 2. 5Sなどによる現場改善の効果と、経営へのプラス効果を目でみえるように解説します。
- 3. 事例や演習がふんだんに盛り込まれているので、自社で現場改善を推進するためのいくつものヒントを掴むことができます。
- ◆研修期間 4月25日(水)~4月27日(金) 3日間
- ◆研修時間 21時間
- ◆対象者 新任管理者(候補者)
- ◆受講料 31,000円(税込)
- ◆講師 株式会社ジェック経営コンサルタント 営業本部 部長 高田 忠直氏
- ◆詳細はこちら

http://www.smrj.go.jp/institute/asahikawa/training/sme/2018/frr94k000000fc8e.html

◆◇ ご案内 ◆◇

各市町村・金融機関・商工会議所・商工会等で受講助成制度があります。

詳細は、中小企業大学校旭川校(TEL:0166-65-1200、FAX:0166-65-2190)までお問い合わせ下さい。 中小企業大学校旭川校 および 講座の情報は、ホームページをご覧下さい。

http://www.smrj.go.jp/institute/asahikawa/index.html



「生産性向上支援訓練」のご案内【新規】

(北海道、労働局、独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構)

「生産性向上支援訓練」は、企業や事業主団体の生産性を向上するための職業訓練で、北海道、北海道労働局、独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構の三者で締結した「北海道労働政策協定」に基づき実施するものです。

訓練は、全国のポリテクセンターに設置した生産性向上人材育成支援センター(生産性センター)が、専門的な知見やノウハウを持つ民間機関等に委託し、企業・団体の課題やニーズにあわせて実施します。

さまざまな内容・分野の幅広い職務階層の方を対象としたカリキュラムで従業員の生産性向上をお手伝いします。

◆ 生産性向上支援訓練のポイント

① 訓練を受講して生産性アップ!

生産性向上のために必要な課題解決や現場力強化につながる様々なカリキュラムをご用意しています。カリキュラムは、課題・ニーズにあわせて内容をカスタマイズできます。

② オーダーメイドで訓練を実施!

日程や訓練会場などのご要望にあわせて、生産性センターが訓練をコーディネートします。

訓練時間は6~30時間の範囲内で、ご要望にあわせて設定できます。

※平成30年4月開講コースから、6~11時間の短時間コースも設定できるようになりました。

③ 受講しやすい料金

受講料は1人当たり3,000円~6.000円(税別)

さらに、生産性向上支援訓練を従業員に受講させた事業主は、人材開発支援助成金を利用して経費及び賃金の助成を受けることができます。

※助成金の受給には、一定の要件(訓練対象者の職務と訓練内容の関連が認められること。10 時間以上の訓練であること等)を満たす必要があります。

◆ ご利用までの流れ

ご連絡

まずは、生産性センターへご相談ください。その後、打ち合わせに向けた日程調整を行います。

② プラン作成に向けた相談

相談は、企業訪問等により行います。

(人材育成に関するヒアリング、課題や方策の整理、カリキュラムモデル等の提示、など)

③ 訓練コースのコーディネート

企業の抱える課題やニーズに応じた訓練コースをご提案します。

④ 受講申込・訓練の受講

期限内に受講申込書を提出し、受講料をお支払いの上、訓練を受講してください。

※期限内に受講料の支払いがない場合は訓練を受講することができません。

問い合わせ先:独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構 ポリテクセンター北海道 生産性向上人材育成支援センター(担当:大橋、山岸)

〒063-0804 札幌市西区二十四軒4条1丁目4番1号

TEL:011-640-8828(専用電話) FAX:011-640-8958 Email:hokkaido-seisan@jeed.or.jp

北海道立高等技術専門学院及び国立北海道障害者職業能力開発校の 平成30年度の訓練生を追加募集しています!

(北海道)

専門的な知識や技術・技能を身に付けて就職しようとする方々を対象に、職業訓練を行っています。 募集している訓練科目及び定員等の詳細については、各高等技術専門学院等にお問い合わせください。 また、各高等技術専門学院(全道8学院)等のホームページが開設されていますので、次のアドレスより、科目等の詳細について、参考にすることができます。

http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/jzi/contents/hyou/gakuinn.htm

◆入校選考日程等

V/1/22	, – 12 4	
施設	学院	障害者校
(選考区分)	一般選考(追加)	一般選考(追加)
出願期間	学院、科目により異なりますので、 各学院にお問い合わせください。 (平成 30 年 3 月下旬まで予定)	平成 30 年 1 月 29 日(月) ~平成 30 年 4 月 9 日(月)
選考日	学院の指定する日	①3月1日(木)、②3月22日(木)、③4月12日(木)
応募資格		と同等以上の学力を有すると認められた方 3月卒業見込みを含む) ただし、障害者校の短期課程の総合実務科は、一般求職者等(新規中学校卒業者を含む)で職業に必要な技能及びこれに関する知識を習得しようとする方
試験内容	学力試験(国	語、数学)、面接試験

◆ 道立高等技術専門学院、北海道障害者職業能力開発校

名 称	郵便番号	住 所	電話番号
札幌高等技術専門学院	065-0027	札幌市東区北 27 条東 16 丁目 1-1	011-781-5541
函館高等技術専門学院	041-0801	函館市桔梗町 435 番地	0138-47-1121
旭川高等技術専門学院	078-8803	旭川市緑が丘東3条2丁目1-1	0166-65-6667
北見高等技術専門学院	090-0826	北見市末広町 356-1	0157-24-8024
室蘭高等技術専門学院	050-0084	室蘭市みゆき町2丁目9-5	0143-44-3522
苫小牧高等技術専門学院	053-0052	苫小牧市新開町 4 丁目 6-10	0144-55-7007
帯広高等技術専門学院	080-2464	帯広市西 24 条北 2 丁目 18-1	0155-37-2319
釧路高等技術専門学院	084-0915	釧路市大楽毛南 1 丁目 2-51	0154-57-8011
北海道障害者職業能力開発校	073-0115	砂川市焼山 60 番地	0125-52-2774

能力開発セミナー(2月20日以降開講予定)のご案内【更新】

(北海道)

在職者の能力向上を図るための職業訓練です。

北海道立高等技術専門学院及び障害者職業能力開発校では、企業に在職している方を対象に、知識・技能を向上させるための職業訓練(能力開発セミナー)を実施しています。

受講料は無料です(テキスト代等の実費負担あり)。訓練の詳細は、各高等技術専門学院等にお問い合わせください。

2-3月開講(発行日以降開講のもの)													
技 専 等	訓練科名 専攻科目名	中佐地	施設内外の別昼夜の別		実施時期		訓練	期間	定員				
仅 守 寸	訓練符石	専攻科目名 実施地		内	外	昼	夜	美 爬时期		日数	時間] 作貝	
函館高等技術専門学院 0138-47-1121	溶接科	アーク溶接特別教育	函館市	0		0		H30.2.20	H30.2.23	4	26	10	
北見高等技術専門学院 0157-33-4436	建具技術科	建具加工技術科	北見市	0		0		H30.3.19	H30.3.20	2	14	10	

象牙等取扱事業者向け「改正種の保存法に関する説明会」を開催します【新規】

(北海道経済産業局)

経済産業省及び環境省は、象牙、象牙製品又はうみがめ科の甲の取引を行う事業者向けに、「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律」(種の保存法)の改正内容に関する説明会を開催します。

全国 10 会場で開催し、北海道では、3 月 16 日(金)に札幌市で開催します。

◆開催概要

【日時】平成30年3月16日(金)14:00~15:30

【場所】北海道経済産業局 第1会議室(札幌市北区北8条西2丁目 札幌第1合同庁舎6階 北側)

【定員】80名(参加費無料)

【対象】象牙、象牙製品、うみがめ科の甲の取引を行う事業者 (すでに届出を行っている方、今後届出又は登録を行う予定の方が対象です。)

◆プログラム

象牙等取扱事業者向け改正種の保存法の概要質疑応答

◆申込方法

以下の経済産業省のウェブサイトよりお申し込みください。

象牙等取扱事業者向け「改正種の保存法に関する説明会」を開催します(経済産業省のウェブサイト)

申込締切:平成30年3月2日(金)

◆問い合わせ先

経済産業省北海道経済産業局 地域経済部 製造産業課

TEL:011-709-2311(内線 2570~2572)

E-mail:hokkaido-seizo@meti.go.jp

「エネルギー関連施策説明会」を開催します【新規】

(北海道経済産業局)

経済産業省北海道経済産業局は、省エネにつながる設備入替・無料診断等の支援制度 や、地域における再生可能エネルギーや天然ガスの利用促進につながる支援制度をご紹介す るエネルギー関連施策説明会(平成 29 年度補正・平成 30 年度当初予算関連)を道内 4 ヶ 所で開催します。

◆開催スケジュール

◇函館市

【日時】平成30年2月23日(金)14:00~16:00

【場所】サン・リフレ函館 大会議室(函館市大森町 2-14)

【定員】100名

◇岩内町

【日時】平成30年2月26日(月)15:00~16:30

【場所】岩内町地場産業サポートセンター 会議室(岩内町字大浜 476-28)

【定員】50名

◇札幌市

【日時】平成30年3月19日(月)14:00~15:30

【場所】ACU-A 大研修室 1614(札幌市中央区北 4 条西 5 丁目 アスティ45·16 階)

【定員】250名

◇釧路市

【日時】平成30年3月22日(木)15:00~16:30

【場所】釧路工業技術センター 会議室(釧路市鳥取南7丁目2-23)

【定員】50名

◆対象・参加費

【対象】企業、団体、行政機関等

【参加費】無料

◆プログラム

- ◇省エネルギー投資促進に向けた支援補助金(平成 29 年度補正・平成 30 年度当初予算)
- ◇中小企業等に対する省エネルギー診断事業費補助金
- ◇地域の特性を活かしたエネルギーの地産地消促進事業費補助金
- ◇天然ガスの環境調和等に資する利用促進事業費補助金 ほか
- ※函館会場は「エネルギーミックス」について併せてご紹介します。

◆申込方法等

申込方法等、事業の詳細については以下のウェブサイトをご覧ください。

[URL] http://www.hkd.meti.go.jp/hokne/20180130/index.htm

申込締切:各開催日の3日前まで

◆申込・問い合わせ先

経済産業省北海道経済産業局 資源エネルギー環境部 エネルギー対策課

TEL:011-281-6631

情報サービス業・宿泊業・道路貨物運送業の「働き方改革プラン」 普及啓発セミナー【新規】

(北海道)

情報サービス業・宿泊業・道路貨物運送業の企業経営者や人事労務担当者等を対象に、今年度、道が作成している企業が働き方改革を進めるための指針となる「改革プラン」を紹介するほか、実際に働き方改革に取り組んだ企業経営者等をお招きし、取り組むことになったきっかけや実際に進める上での課題などについてお話しいただくセミナーを開催いたします。

是非、ご参加ください。

◆概要及びプログラム

▼伽女及い。	ノログラム				
	情報サービス業	宿泊業	道路貨物運送業		
開催日時	平成 30 年 2 月 26 日(月)	平成 30 年 2 月 27 日(火)	平成 30 年 3 月 2 日(金)		
	14:00~15:30	14:00~15:30	14:00~15:30		
開催場所	北海道中小企業会館 2階F会議 (札幌市中央区北1条西7丁目1-		北海道トラック協会 (札幌市中央区南9条西1丁目 1-10)		
対 象	情報サービス業の企業経営者、人事労務担当者 等	宿泊業の企業経営者、人事労 務担当者 等	道路貨物運送業の企業経営 者、人事労務担当者 等		
募集人数	30名(定員になり次第〆切)	30名(定員になり次第〆切)	30名(定員になり次第〆切)		
プログラム	① 報告『働き方改革プランについ	ハて』			
	㈱道銀地域総合研究所 地域戦略研究部研究員 大熊 一精	㈱道銀地域総合研究所 地域戦略研究部研究員 大熊 一精	㈱道銀地域総合研究所 地域戦略研究部業務部長 北嶋 雅見		
	② 事例紹介(予定)				
	アートシステム(株) 常務取締役 浅野 剛 氏	(株)アンビックス 取締役社長 吉田 雅典 氏	(株)丸日日諸産業 代表取締役野村佳史氏 大陽運輸(株) 取締役部長太田豊子氏		
	㈱TRYOUT 代表取締役/中小企業診断士 中村 領 氏	代表 高田 雅文 氏	(有)スターダスト・マネジメント 代表取締役/中小企業診断士 坂口 雅文 氏		
	多屋美織社労士オフィス 特定社会保険労務士 多屋 美織 氏	つかごし社会保険労務士事務所 特定社会保険労務士 塚越 佐恵子 氏	よしかわ社会保険労務士事務所 社会保険労務士 吉川 幸志 氏		
	③ 質疑応答				

※ 受講料は無料 ※ 主催:北海道、運営:ほっかいどう働き方改革支援センター

◆申込方法

「貴法人・団体名」、「所属・役職」、「氏名」、「住所」、「電話番号」、「E-mail アドレス」を明記のうえ、E-mail (seminar@doginsoken.jp)にてお申し込みください。

◆申込・問い合わせ先

株式会社道銀地域総合研究所 (担当:大熊)

TEL:011-233-3562 FAX:011-207-5220 E-mail: seminar@doginsoken.jp

食料品製造業における従業員の処遇改善セミナー」の開催【新規】

(北海道)

食料品製造業は、非正規労働者の割合が高く、熟練したパート従業員の高齢化などにより人手不足が深刻化しています。本セミナーでは、非正規労働者の処遇改善や正社員化だけでなく、働き方・休み方の改善、人材不足に対応する多様な解決方策等について、道内外の優良取組事例をもとに紹介し、参加者の抱える多様な課題の解決につなげてまいります。

◆開催内容

日 時: 平成30年2月23日(金)13:30~15:40(受け付け開始13:00)

会 場: TKP 札幌ビジネスセンター赤れんが前 5階「マーガレット」 札幌市中央区北 4 条西 6 丁目 1 毎日札幌会館

定 員:80 名程度(どなたでも参加いただけます)

入 場:無料

<全体プログラム>

- 13:00 受付開始
- 13:30 開会
- 13:30 調査報告「食料品製造業の働き方改革に関する現状と課題」 株式会社 北海道二十一世紀総合研究所
- 13:45 基調講演「多様な働き方による人材確保の取組(課題)」 宮島 泰之 氏 株式会社人事マネジメント研究所 代表取締役
- 14:45 質疑応答
- 14:50 食料品製造業における優良事例の紹介 *処遇改善等に積極的に取り組む事業者の事例を紹介
- 15:30 ほっかいどう働き方改革支援センターの紹介
- 15:40 閉会

※主催:北海道、運営:株式会社二十一世紀総合研究所

◆お申し込み

本セミナーに参加のご希望の方は、以下にご記入のうえ、FAXにてお申し込みください。

参加FAXフォーム 申込締切: 平成30年2月22日(木)

申込み先FAX番号 011-231-3143

貴社/貴機関名	電話番号又は E-MAIL
お名前	所属·役職

<ご記入いただいた内容は、個人情報の保護に関する法律を遵守し、厳正に管理いたします。>

【問い合わせ先】 株式会社北海道二十一世紀総合研究所(担当:布川、富田) 札幌市中央区大通り西3丁目11番地 TEL:011-231-3053

「第3回北海道衛星データ利用研究会」を開催します【新規】

(北海道)

衛星から得られるデータの質と量が大幅に向上しており、こうした衛星データと他の地上データを組み合わせ、 様々な分野におけるサービスの提供を行う取組が全国的に進められています。

北海道においても衛星データを利用したサービスの創出を図るため、新たな取組に関心のある事業者の方を対象に、衛星データ利用に関する各種情報を提供し、新たなサービスの創出に向けた情報交換を目的とした研究会を開催します。

◆開催概要

- 【日 時】平成30年2月27日(火)14:00~16:30
- 【場 所】TKP 札幌ビジネスセンター赤れんが前 はまなす (札幌市中央区北4条西6丁目1番地 毎日札幌会館5階)
- 【対 象】衛星データ利用に関心のある IT 企業、コンサル等事業者

【参加費】無料

- 【主 催】北海道
- 【協 力】一般社団法人 北海道オープンデータ推進協議会、No Maps 実行委員会、一般社団法人 北海道産学 官研究フォーラム、NPO 法人 Digital 北海道研究会、北海道スペースポート研究会

◆プログラム

- (1)北海道内における衛星データ利用の新たな取組の紹介
 - ① 準天頂衛星を活用した除雪車両運転支援 NEXCO 東日本 北海道支社 技術部技術企画課 課長代理 小松 正宏 氏
 - ② 水産分野における地球観測データの利用事例 北海道大学 北極域研究センター長 (株)グリーン&ライフイノベーション技術顧問 齊藤 誠一 氏
 - ③ 農業分野における衛星画像の利用可能性 スペースアグリ(株) 代表取締役 瀬下 隆 氏
- (2)衛星データ利用を促進する国と道の取組
 - ① 内閣府における衛星データ利用推進の取組 内閣府宇宙開発戦略推進事務局 技術参与 長島 貴臣 氏
 - ② 北海道における取組 北海道経済部科学技術振興室
- (3)質疑応答:情報交換
- ◆申込方法·参加希望の方は、下記により2/23(金)までにメールでお申し込みください。

メールアドレス:sogo.kagi1@pref.hokkaido.lg.jp

①お名前、②会社・団体等の名称、③所属・役職、④連絡先(電話・メールアドレス)をお知らせください。

◆問い合わせ先

北海道経済部産業振興局科学技術振興室

TEL:011-204-5127(内線:26-827/26-836) FAX:011-232-1063

E-mail:sogo.kagi1@pref.hokkaido.lg.jp

「北海道食品製造業 食品表示セミナー」の開催【更新】

(北海道)

平成27年4月1日に「食品表示法」が施行され、新しい食品表示制度がスタートしました。

道では、新しい食品表示制度が円滑に導入されるよう、食品製造業等の在職者を対象とした「食品表示セミナー」を開催することとし、これまで旭川市、苫小牧市、岩見沢市、稚内市、函館市、釧路市の 6 箇所で開催したところです。この度、帯広市及び網走市において次のとおり開催することとしました。

つきましては、さまざまな部門に携わる多くの方々にご参加いただきますよう、ご案内申し上げます。

◆開催内容

- 〇主催:北海道
- ○参加費:無料
- ○申込方法: 下記のウェブサイトより参加申込書をダウンロードし、北海道経済部食関連産業室あて FAX もしくは電子メールにてお送りください。→ http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/sss/shkhn/shokuhinhyojiseminar.htm ※申込みが定員を超えた場合は先着順となりますので、ご了承ください。
- ※セミナーに関するお問い合わせは北海道経済部食関連産業室(011-204-5312)に照会願います。

【セミナーの内容】

- ① 食品表示基準の概要及び主な変更点
 - ~「食品表示法」施行に係る道産食品の表示適正化のために~
- ② 北海道食品製造業従事者のための食品表示(基本編)
 - ・生鮮食品の表示
 - ・加工食品の表示
 - アレルゲンの表示
 - ・添加物の表示
 - ·栄養成分表示
 - ・特色のある原材料等 表示全般について
- ③ 食品表示法施行等による不適切表示例
- ④ 食品表示検定模擬試験

【講 師】

吉村 唯善 氏 (デュアルカナム株式会社アルカナム事業部 エキスパートマネジャー)

地区	開催日時	会場	定員
帯広	平成30年2月27日(火)	十勝総合振興局 4階AB会議室	50名程度
	10:00~16:00	帯広市東3条南3丁目1	
網走 平成30年3月2日(金)		網走保健所 会議室	30名程度
	10:00~16:00	網走市北7条西3丁目	

【問い合わせ先】 北海道経済部食関連産業室(担当:渡辺)

札幌市中央区北3条西6丁目 TEL:011-204-5312 FAX:011-232-8860

農商工等連携事業計画の認定事業者向け補助金の公募を開始しました【新規】

(平成30年度予算)

(北海道経済産業局)

経済産業省北海道経済産業局では、平成 30 年 2 月 7 日から平成 30 年度予算ふるさと 名物応援事業補助金(農商工等連携事業)の公募を開始しました。

※平成30年度予算の事業実施は、当該予算案の国会での可決・成立が必要となります。

◆事業概要

認定農商工等連携事業計画に基づき、新商品・新役務の開発、それに係る試作品の製造、販路開拓等に要する経費の一部を補助します。

【対象者】

平成27年度以降に中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律第4条第1項に基づく農商工等連携事業計画の認定を受けた代表者。

【補助金額·補助率】

50 万円以上 500 万円以下/件、補助対象経費の 1/2 以内

ただし、機械・IT 等を用いて農林漁業の生産性向上を目的とした事業の場合、1 回目に限り 1,000 万円以下/件、2/3 以内

◆公募期間

平成 30 年 2 月 7 日(水)~3 月 7 日(水)17:00 必着

◆申請方法等

申請方法、公募要領等、事業の詳細は当局のウェブサイトをご覧下さい。

[URL] http://www.hkd.meti.go.jp/hoksn/20180207/index.htm

◆申請・問合わせ先

〒060-0808 札幌市北区北8条西2丁目 札幌第1合同庁舎

経済産業省北海道経済産業局 産業部 農商工連携課

TEL:011-709-2311(内線 2599)

FAX:011-709-2566

E-mail: hokkaido-noshoko@meti.go.jp

地域産業資源活用事業計画等の認定事業者向け補助金の公募を開始しました【新規】

(平成30年度予算)

(北海道経済産業局)

経済産業省北海道経済産業局では、平成 30 年 2 月 7 日から平成 30 年度予算ふるさと 名物応援事業補助金(地域産業資源活用事業・小売業者等連携支援事業)の公募を開始しました。

◆事業概要

1. 地域産業資源活用事業

認定事業計画に基づき、中小企業者が行う地域資源を活用した商品等の開発や販路開拓の取り組みを支援。

【対象者】

中小企業地域資源活用促進法第 6 条第 1 項に基づく地域産業資源活用事業計画(開発・生産型)の認定を 受けた中小企業者等。

【補助金額·補助率】

50 万円以上 500 万円以下/件、補助対象経費の 1/2 以内(1~3 回目) ※4 者以上の共同申請案件の場合には、200 万円以上 2,000 万円以下/件、補助対象経費の 2/3 以内(1 回目)、1/2 以内(2、3 回目)

2. 小売業者等連携支援事業

認定事業計画に基づき、中小企業者や一般社団法人等が行う地域資源を活用した商品等に関する市場動向等の情報を製造事業者にフィードバックし、消費者嗜好の商品づくりに繋げるための取り組みを支援。

【対象者】

◇中小企業実施型

中小企業地域資源活用促進法第6条第1項に基づく地域産業資源活用事業計画(需要開拓型)の認定を受けた中小企業者等。

◇団体実施型

中小企業地域資源活用促進法第 8 条 1 項に基づく地域産業資源活用支援事業計画の認定を受けた一般社団法人、一般財団法人又は特定非営利活動法人。

【補助金額·補助率】

50 万円以上 1,000 万円以下/件、補助対象経費の 1/2 以内(1~3 回目)

◆公募期間

平成 30 年 2 月 7 日(水)~3 月 7 日(水)(17:00 必着)

◆申込方法等

申請方法、公募要領等、事業の詳細は当局のウェブサイトをご覧下さい。

[URL] http://www.hkd.meti.go.jp/hokic/20180207/index.htm

◆申請・問い合わせ先

〒060-0808 札幌市北区北8条西2丁目 札幌第1合同庁舎

経済産業省北海道経済産業局 産業部 中小企業課

TEL:011-709-2311(内線 2574~2576)

E-mail: hokkaido-chusho@meti.go.jp

軽減税率対策補助金の申請を受け付けています

(北海道経済産業局)

軽減税率対策補助金事務局では、軽減税率対策補助金の公募を開始しました。

【平成 29 年 11 月 24 日更新】申請期間(対象事業の完了期限)を延長しました。

【重要なお知らせ】

消費税の軽減税率制度は、平成31年10月1日から実施されます。

この度、対象事業の完了期限を平成 31 年 9 月 30 まで延長しました。申請の締切については、別途設定します。 詳細が決まり次第、軽減税率対策補助金事務局および中小企業庁のウェブサイトでお知らせします。

◆軽減税率対策補助金の概要

消費税軽減税率制度(複数税率)への対応が必要となる中小企業・小規模事業者の方々が、複数税率対応レジの導入や、受発注システムの改修などを行うにあたって、その経費の一部を補助する制度です。

【対象者】

消費税軽減税率制度(複数税率)への対応が必要となる中小企業・小規模事業者

【対象事業の種類】

A型:複数税率対応レジの導入等

複数税率対応レジの新規導入や既存レジの改修等。

※レジには、POS 機能を有していないレジ、モバイル POS レジシステム、POS レジシステムなどを含みます。

B型: 受発注システムの改修等

電子的な受発注システム(EDI/EOS 等)を利用する事業者のうち、複数税率に対応に必要な機能の改修又は入替等。

注意:A 型 B 型共に、平成 31 年 9 月 30 日までに導入または改修等が完了するものが補助対象となります。

【申請方法等】

必要書類、申請方法など、最新の詳細情報は以下のウェブサイトでご確認ください。

軽減税率対策補助金(事務局のウェブサイト)

[URL]http://www.kzt-hojo.jp/

◆講師派遣

商工会、商工会議所、事業者団体、行政機関等が、中小企業向けの軽減税率説明会を行う場合に、当該補助金等、支援措置等の説明者(講師)を派遣します。 詳細は講師派遣事業事務局のウェブサイトをご覧ください。

「消費税軽減税率制度に係る事業者支援措置(補助金等)説明会」講師派遣事業

[URL]http://www.kzt-hojo.jp/

◆問い合わせ先

軽減税率対策補助金事務局(平日9:00~17:00)

ナビダイヤル: 0570-081-222 P 電話用: 03-6627-1317

公共施設の見学を取り入れたツアーを催行してみませんか

~ 「公共施設見学ツアー」を企画していただく旅行会社や各種団体を募集しています~【新規】

(北海道開発局)

北海道開発局では、ダムや道路、港湾などの公共施設の役割や重要性について、より多くの皆さまに知っていただくとともに、観光産業の振興や地域の活性化を目的として、平成 25 年度から「公共施設見学ツアー」の取組を行っています。現在、平成 30 年度においてツアーを企画・催行していただける旅行会社等を募集しています。

募集型ツアー、受注型ツアー(修学旅行、社員旅行、町内会旅行等)を問わず、公共施設の見学を取り入れたツアーの企画について、是非ご検討ください。

◆取組概要: 北海道内各地のダムや道路、港湾など、「公共施設見学ツアー」対象施設の見学を取り入れた旅行商品(ツアー)を企画・催行いただきます。

施設見学の際は、北海道開発局の職員が施設を案内し、施設の役割等について解説します。また、ダム等の施設で、普段は公開していないエリアをご覧いただいています。 (無償対応)

◆申込方法: 「公共施設見学ツアー」の企画を希望される場合は、当局ホームページにある応募要領等をご覧いただき、下記「公共施設見学ツアー」総合窓口までお申し込みください。

◆応募要領: 応募要領等詳細については、北海道開発局「公共施設見学ツアー」のページをご覧ください。

http://www.hkd.mlit.go.jp/ky/ki/chousei/u23dsn000001f6f.html

◆対象施設: 「公共施設見学ツアー」の対象施設は以下のとおりです。(下線は新たに追加した施設)

《道央地区》

石狩地区地域防災施設〈川の博物館〉(石狩市)、石狩川下流当別自然再生地(当別町)、夕張川新水路と石狩川下流幌向自然再生地(南幌町)、千歳川遊水地群〈舞鶴遊水地〉(長沼町)、滝川地区地域防災施設〈川の科学館〉(滝川市)、砂川遊水地(砂川市)、樽前山砂防施設(苫小牧市)、新桂沢ダム〈嵩上工事〉(三笠市)、夕張シューパロダム(夕張市)、豊平峡ダム(札幌市)、定山渓ダム(札幌市)、滝里ダム(芦別市)、漁川ダム(恵庭市)、小樽港〈みなとの資料コーナー〉(小樽市)、苫小牧港(苫小牧市・厚真町)、北海幹線用水路関連施設群(赤平市ほか)、石狩川頭首工関連施設群(月形町ほか)、古平漁港衛生管理型施設(古平町・積丹町)、追直漁港〈沖合人工島〉(室蘭市)

《道南地区》

美利河ダム(今金町)、国道 5 号赤松街道(七飯町)、国道 228 号函館·江差自動車道 茂辺地木古内道路工事〈渡島トンネル〉(北斗市ほか)、<u>北海道縦貫自動車道 七飯大沼工事〈大沼トンネル〉</u>(七飯町)、<u>函館港〈クルーズ船対応岸壁工事〉</u>(函館市)、函館漁港〈船入澗防波堤〉(函館市)

《道北地区》

十勝岳火山砂防情報センターと青い池(美瑛町)、金山ダム(南富良野町)、大雪ダム(上川町)、忠別ダム(東川町)、岩尾内ダム(士別市)、留萌ダム(留萌市)、国道 40 号旭橋(旭川市)、稚内港(北防波堤ドーム)(稚内市)、苫前漁港衛生管理型施設(苫前町)、仙法市漁港衛生管理型施設(利尻町)

《首東地区》

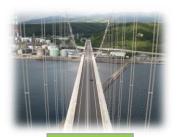
釧路湿原旧川復元茅沼地区(標茶町)、千代田新水路(幕別町)、十勝ダム(新得町)、札内川ダム(中札内村)、鹿ノ子ダム(置戸町)、国道 273 号三国峠(上士幌町)、釧路港〈国際バルク戦略港湾〉(釧路市)、羅臼漁港衛生管理型施設(羅臼町)

◆問い合わせ先: 「公共施設見学ツアー」総合窓口 北海道開発局開発監理部開発調整課 公共施設見学ツアー担当 Tel(011)709-2311(内線 5477)

【見学施設の例】



苫小牧港 (東港区)



白鳥大橋からの眺め



新桂沢ダム(嵩上工事)



滝里ダム(監査廊)

北海道最低賃金(地域・特定)改定のお知らせ

(北海道労働局)

「必ずチェック 最低賃金! 使用者も、労働者も」

道の最低 海 金

チェックした!

▶地域別最低賃金

最低賃金の件名	最低賃金額(円)	適用労働者等の範囲
北海道最低賃金	時間額 810 29. 10. 1発効	北海道において事業を営む全産業の使用者及びその者に使用される労働者に適用されます。

◆特定最低賃金

付件	<u> </u>						
この表を労働者の見や	最低賃金の件名	最低賃金額(円)	特定最低賃金の適用が除外される者				
	処理牛乳·乳飲料、乳製品、糖 類 製 造 業	時間額 850 29. 12. 1発効	1 18歳未満又は65歳以上の者 2 雇入れ後3月未満の者であって、技能習得中のもの 3 清掃、片付け、整理、雑役又は炊事の業務に主として従事 する者 4 手作業による洗浄、皮むき、選別、包装又は箱詰めの業務 に主として従事する者				
やすい場所に掲示	鉄 鋼 業 ※「鉄素形材製造業」及び「その他の鉄鋼業」を除く	時間額 927 29. 12. 1発効	1 18歳未満又は65歳以上の者2 雇入れ後6月未満の者であって、技能習得中のもの3 清掃、片付け、整理、雑役又は炊事の業務に主として従事する者4 みがき又は塗油の業務に主として従事する者				
示して下さい。(最低賃金法第八条)	電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具、情報通信機械器具製造業 ※「発電用・送電用・配電用電気機械器具製造業」、「産業用電気機械器具製造業」、「電球・電気照明器具製造業」及び「医療用計測器製造業(心電計製造業を除く。)」を除く	時間額 842 29. 12. 1発効	1 18歳未満又は65歳以上の者 2 雇入れ後6月未満の者であって、技能習得中のもの 3 清掃、片付け、整理、雑役又は炊事の業務に主として従事する者 4 みがき又は塗油の業務に主として従事する者 5 手作業による検品、検数、選別、材料若しくは部品の送給若しくは取りそろえ、運搬、洗浄、包装、袋詰め、箱詰め、ラベルはり、メッキのマスキング又は脱脂の業務(これらの業務のうち、流れ作業の中で行う業務を除く。)に主として従事する者 6 熟練を要しない手作業又は手工具若しくは操作が容易な小型電動工具を用いて行う曲げ、切り、組線、巻き線、かしめ、バリ取りの業務(これらの業務のうち、流れ作業の中で行う業務は除く。)に主として従事する者				
	船舶製造・修理業、船体ブロック製造業 ※「木造船製造・修理業」及び「木製漁船	^{時間額} 845	1 18歳未満又は65歳以上の者 2 雇入れ後6月未満の者であって、技能習得中のもの 3 清掃、片付け、整理、雑役又は炊事の業務に主として従事 する者				
	製造・修理業」を除く	29. 12. 1発効	4 みがき又は塗油の業務に主として従事する者				

- 最低賃金には、精皆勤手当、通勤手当、家族手当、臨時に支払われる賃金、1か月を超える期間ごとに支払われる賃金、 時間外等割増賃金は算入されません。
- 最低賃金は、パートタイマー、臨時、アルバイトなどすべての労働者に適用されます。
- 二つ以上の最低賃金の適用を受ける場合には、高い額の最低賃金が適用されます。● 派遣労働者は、派遣先の地域(産業)に適用される最低賃金が適用されます。
- - ・ 最低賃金についての詳しいことは、北海道労働局(電話 011-709-2311)又は最寄りの労働基準監督署(支署)へお問い合わせ下さい。

経営課題や労務管理のワンストップ無料相談は「北海道最低賃金総合相談支援センター」へ ~ ブリーダイヤル0120ー67ー3110(まずは気軽にお電話を!) 詳細は http://www.h-chuokai.or.jp/sosien

・北海道労働局ホームページの最低賃金サイトは http://hokkaido-roudoukyoku,jsite,mhlw.go.jp/banner/1109/tingin01,html

「北海道MICEフォーラムin札幌」を開催します【新規】

(北海道・北海道観光振興機構)

道及び北海道観光振興機構では、道内のMICE関係者、観光関係者、一般道民の皆様を対象に、「北海道MICEフォーラムin札幌」を開催いたします。フォーラムでは、MICEや地域のブランディングに関する有識者の方々による講演やパネルディスカッション等を行い、「MICE開催地としての北海道」としての在り方と、今後の戦略を検討いたします。

◆開催概要

【日時】平成30年3月7日(木)14:00~17:00

【場所】札幌国際ビル8階国際ホール (札幌市中央区北4条西4丁目1番地)

【定員】先着 100 名(参加無料)

【対象】道内のMICE関係者、観光関係者、一般道民等

【主催】(公社)北海道観光振興機構、北海道

【協力】北海道MICE誘致推進協議会

◆プログラム

- ◇基調講演/顧客を引きつける地域のブランドづくり -MICE開催地としての"引力"をいかに高めるか-静岡県立大学教授 岩崎 邦彦
- ◇報告/平成29年度北海道観光振興機構MICE誘致促進事業実施報告 (公社)北海道観光振興機構 佐々木 潤
- ◇パネルディスカッション/テーマ:北海道MICEの未来とその可能性

<コーディネーター>

北海道大学観光学高等研究センター 客員准教授 遠藤 正

<パネリスト>

静岡県立大学教授 岩崎 邦彦

- (株)コングレ 代表取締役社長 武内 紀子
- (株)JTB北海道札幌法人事業部営業4課 グループリーダー 江草 道次
- (公社)北海道観光振興機構 誘致推進事業部長 木藤 勇人

◆申込方法等

申込方法等事業の詳細は、北海道観光局のウェブサイトをご覧下さい。

[URL] http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/kkd/hokkaidomiceforuminsapporo.pdf

申込締切:平成30年3月1日(木)

◆問い合わせ先

(株)インサイト(担当:塚本) 【北海道MICE地域セミナー受託事業者】(申込先)

Tel:(011)233-2222

(公社)北海道観光振興機構誘客推進事業部海外プロモーション G(担当:佐々木)

Tel:(011)231-6736